

令和6年度住宅ストック維持・向上促進事業に係る調査・評価事業
(うち、政策課題の調査に係る事業)を実施する者の公募についての公示

令和6年4月1日
国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、住宅ストック維持・向上促進事業に係る調査・評価事業(うち、政策課題の調査に係る事業)を実施する者の公募について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅ストック維持・向上促進事業に係る調査・評価事業(うち、政策課題の調査に係る事業)

(2) 事業目的

良質なストックの形成や住宅ストックの適正な評価など、既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備に向けた各種の政策課題に対応するため、民間事業者等が有する知見やノウハウを積極的に活用して、基準や制度の整備とその社会実装等を目的とした検討を行う。

(3) 事業内容

(2)の事業目的に合致し、かつ、次の政策課題に対応した検討を目的とした調査を行う事業

- ・共同住宅の特性を踏まえた既存住宅状況調査や計画修繕の実施方法の実装に向けた検証と普及方策の検討
- ・国内、海外の住宅保証制度の現状及び課題の分析に関する検討
- ・住宅の長寿命化や性能向上リフォームにおける評価方法基準等への適合促進に向けた検証と普及方策の検討

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和6年5月上旬 ~ 令和7年1月下旬

(5) 事業の補助額

定額とする。なお、補助額は原則として15百万円を上限とし、提案事業の内容や、他の事業者からの提案状況等を踏まえて、事業ごとに上限額を設定するものとする。

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- (5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 担当：吉田、磯部

電話 03-5253-8111(内線39-448、39-446)

電子メール hqt-kashitanpo@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和6年4月1日（月）から令和6年4月16日（火）まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて原則、電子媒体で交付。

※交付を希望する場合は、予め(1)の担当までメールにて連絡を行うこと。

（連絡後には着信を確認すること。）

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和6年4月16日（火）18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、電子メールにて提出すること。（提出後には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出するデータは以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat Reader

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合には、当該提案書が無効とするとともに、提出者に対して、補助事業者の取り消しを行うことがある。
- (5) 提出された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書は原則として返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書提出時に申し出ること。
- (6) その他詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。